

# スポーツを取り巻く社会情勢の変化や国・東京都の政策動向

## 1 社会情勢の変化

### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、運動不足による健康二次被害、スポーツに親しむ上で「新しい生活様式」の対応の必要性、スポーツ施設の利用制限、学校運動部活動やアマチュアのスポーツ大会・イベントの延期・中止などが生じています。国が示した「新たな生活様式」を留意、実践しながらスポーツに親しむことが求められています。

### (2) ICT などのデジタル技術革新の進展

ICT、AI（人工知能）、VR・ARなどの技術開発が急速に進展しています。これらの技術は、新しい産業の創出・発展や企業の生産性向上のみならず、人々の働き方やライフスタイル、健康管理、教育など、市民の生活に関わるあらゆる分野での活用が期待されています。スポーツ分野においても、個人・法人を問わないトレーニング動画のオンライン配信や、VR・ARを活用した新たなスポーツなど、多様な楽しみ方の創出が期待できます。

### (3) 健康寿命の延伸と人生 100 年時代の到来

日本人の健康寿命は世界最高水準であり、更なる延伸が予想されています。こうした背景を受け、政府は「人生 100 年時代構想会議」を立ち上げ、幼少期から高齢者まで全ての人々が元気に活躍し続けることのできる社会の実現を目指しています。人生 100 年時代の基盤は一人ひとりの心身の健康なからであり、スポーツは市民の健康づくりや仲間づくりに寄与する活動として期待できます。

### (4) 多様性を認め合うまちの実現

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、国は、このような社会を目指すことを最も積極的に取り組むべき重要な課題と捉えています。

これからは、スポーツに親しむことのできる場においても、性別、年齢、ライフスタイルの違いや障害の有無、国籍や性自認、性的指向等の違いを超え、多様性を尊重し合い、人権が守られることが重要です。

### (5) 国連によるSDGsの採択

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された令和 12 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、健康や教育、ジェンダー平等など 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目指しています。スポーツは健康、教育、コミュニティ強化などに寄与するものとして期待されています。スポーツ庁は、このSDGsの達成にスポーツで貢献しようという姿勢を見せています。

### (6) 高齢化の進展

全国的に人口減少傾向が加速する中、武蔵野市の人口は直近 5 年間で約 4,000 人増加しており、令和 3 年 1 月 1 日時点では約 14 万 7 千人となっています。平成 30 年に市で実施した人口推計では、

令和5年には15万人を突破し、令和30年には約16万2千人になると推計しており、増加する見込みとなっています。

将来年齢3区分人口(日本人人口)の比率をみると、65歳以上の老年人口比率は平成27年の21.8%から令和30年に31.8%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれています。

## (7) 国際スポーツ大会のレガシー

令和元年にはラグビーワールドカップ2019(TM)が開催され、開幕前の予想を大きく上回る盛り上がりを見せました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催年が令和3年に延期となりましたが、安心・安全に大会を開催できるよう検討が進められています。

このような国際スポーツ大会を契機に推進したパブリックビューイングや海外チームとの交流、スポーツに対する機運の高まりなど、レガシーを活かした取組が求められます。

## (8) サービスのパーソナライズ化

人々のライフスタイルや意識の多様化が進む中、一人ひとりの暮らしの状況に応じたサービスの在り方が求められています。スポーツにおいても、一人ひとりのからだのつくりや、興味・関心、能力などが異なるがゆえに、スポーツメーカーやトレーニングジムなどでは様々なサービスのパーソナライズ化を進めています。

市においても、一人ひとりの意識や状況に留意しながら、限られた資源を効果的・効率的に活用したスポーツサービスを提供することが必要です。

# 2 国や東京都の政策動向

---

## (1) 国の動向

国は、平成27年に策定された「第2期スポーツ基本計画」に基づき日本のスポーツ政策を推進しており、スポーツを「する」「みる」「ささえる」参画人口の拡大を目指し、成人の週1日以上スポーツ実施率を65%以上にすることを目標に掲げています。また、スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実として、指導者やボランティアの育成・確保、総合型地域スポーツクラブの質的充実、スポーツ施設やオープンスペースの有効活用等のスポーツに親しむ場の確保を推進しています。

令和3年4月には、スポーツ庁のスポーツ審議会において、第3期スポーツ基本計画の部会が設置され、令和4年3月末の策定を目指し審議が進められています。第3期スポーツ基本計画では、特に踏まえるべき観点として、障害者、女性、子ども、高齢者等、多様な主体のスポーツへの参画や、行政、スポーツ団体、学校、民間事業者との連携・協力、デジタル技術をはじめとした新技術やデータの活用などがあげられています。

## (2) 東京都の動向

東京都は、障害者スポーツの推進を含めた「東京都スポーツ推進総合計画」を平成30年に策定し、スポーツを通じた「健康長寿の達成」「共生社会の実現」「地域・経済の活性化」を施策の柱として位置付け、スポーツ振興施策を推進しています。スポーツ実施の促進にあたっては、都民のスポーツへの関心・行動の段階により施策が異なると考え、「関心喚起策」「実行促進策」「継続支援策」の3つの視点による施策を展開しています。